

# 診 断 書

(福井県公安委員会提出用)

(てんかん関係)

1 氏 名	男 ・ 女
生年月日	T ・ S ・ H 年 月 日 ( 歳)
住 所	
2 医学的判断	
○ 病 名	
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (改善見込み等) についての意見	
ア 過去5年以内にてんかんの発作が起きたことがなく、今後も発作が起きるおそれはないと認められる。	
イ 過去2年以内にてんかんの発作が起きたことがなく、今後 ( ) 年程度であれば発作が起きるおそれはないと認められる。	
ウ 2年間の経過観察の後、発作が睡眠中に限って起き、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。	
エ 1年間の経過観察の後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分の発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。	
オ 6月 ( ) 以内に、治療等の事由により、上記ア、イ、ウ、エのいずれかになることが見込まれる。	
カ 上記以外	
・ 過去2年以内にてんかんの発作が起きた。	
・ 今後も発作が起きるおそれがある。	
4 その他運転に関する意見	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

## 診断書の記載について（医師用）

病気が理由で、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断、操作をする能力が、一定の基準以上備わっていない場合は、免許を保有することが出来ないと法令で定められています。

そこで、病気の現状が、免許の取消し、停止又は継続のどの基準に該当するのかを判断する資料として、診断書を記載していただくものです。

記載方法は以下のようにお願いいたします。

### 2 医学的判断

#### 【総合所見】

この欄には、

- ①これまでの発作の状況
- ②発作を起こした時期（〇年〇月〇日）
- ③治療状況

等を記載してください。

なお、最終発作日は必ず記載してください。（特に2年以内に発作があった場合は、詳しい日付の記載をお願いします。）

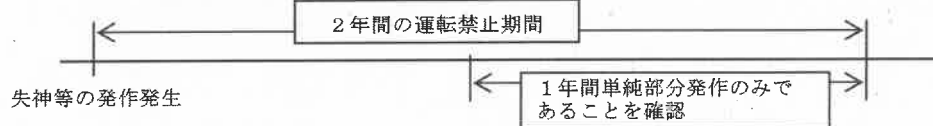
### 3 現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見

#### 【判断の基準】

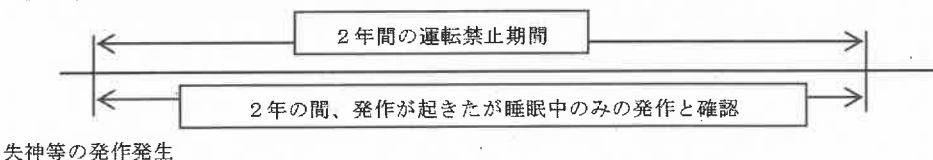
##### 「ウ」「エ」の経過観察の考え方

運転の障害となるような発作（意識消失、身体機能の抑制ができない等）が起きてから、2年以上同様の発作がないことが前提となります。

##### ○ 発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られる場合



##### ○ 発作が睡眠中に限って起こる場合



##### 「オ」の場合

医師が、「6月（医師の診断を踏まえて、6月より短期間で足りると認められた場合には、当該期間を（ ）内に1から5の整数で記載する）以内に上記「ア」「イ」「ウ」「エ」のいずれかに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合・・・残り6ヶ月以内に、最終発作から2年経過する場合

##### 「カ」の場合

上記「ア」から「オ」に該当しない場合

- ・ 2年以内に意識消失、全身けいれん等を伴うてんかん発作があった場合
- ・ 今後も、頻繁に意識消失、全身けいれん等を伴うてんかん発作が起きるであろうと診断する場合

4 その他参考事項

【記載する内容】

- 病気が完治している場合
- その他安全な運転に必要な能力について参考とすべき事項等の記載をお願いします。

福井県警察本部 交通部  
運転免許課 講習指導係  
電話 0776-51-2820  
(内線342~344)

てんかん (様式第2号)